

第10回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和6年4月17日（水曜日） 午後 2時30分
- 2 閉 会 日 令和6年4月17日（水曜日） 午後 3時15分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	谷口安君	○	
書記	山内綾香君	○	
書記	須永柗一郎君	○	

第 1 0 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 6 年 4 月 17 日

午後 2時30分 開 会

午後 3時15分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	結 果
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 8番 下 隆 志 君 議席番号 9番 大 廣 正 紀 君	
2		会期の決定について 令和6年4月17日までの1日間	
3		諸報告について	
4	報告第1号	標準処理期間の設定について	可 決
5	議案第1号	村長の権限に属する事務の受任について	可 決
6	議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について	可 決
7			
8			
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後2時30分)	議 長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第10回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、8番下 隆志君、9番大廣正紀君の両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。
		(異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告。
	議 長	日程4.報告第1号「標準処理期間の設定について」を事務局より報告を求めます。事務局長。
	事務局長	報告第1号を説明朗読
	議 長	ただいま報告第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
	(なしの声)	
議 長	質疑ないものと認め、報告を終了します。	

	議 長	<p>日程5. 議案第1号「村長の権限に属する事務の受任について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。</p>
	事務局長	<p>議案第1号を説明朗読</p>
	議 長	<p>ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
	議 長	<p>質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第1号「村長の権限に属する事務の受任について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「村長の権限に属する事務の受任について」は原案のとおり承認します。</p>
	議 長	<p>日程6. 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から番号10を議題としますが、番号6は、真狩村農業委員会会議規則第27条に該当するため、後段に回すものとし、番号6を除いた、番号1から番号5及び番号7から番号10を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。</p>
	事務局長	<p>議案第2号の番号1から番号5及び番号7から番号10を説明朗読</p>
	議 長	<p>ただいま議案第2号の番号1から番号5及び番号7から番号10について説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
	9 番 大 廣 委 員	<p>番号10の●●の畑について資料を見てのとおり、畑がいびつですが実際、登記の形と畑の形が違うのはどうなっているのでしょうか</p>

事務局長	過去に田んぼの開発があつていびつの形になっている。
議 長	他にありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から番号5及び番号7から番号10は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なしの声)
議 長	異議ないものと認めます。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号1から番号5及び番号7から番号10は、原案のとおり決定とします。
議 長	続いて、同議案第2号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号6を議題とします。 この議題については、野村秀幸委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <野村秀幸委員退席後>
議 長	事務局から内容の説明を求めます。事務局長
事務局長	議案第2号番号6を説明朗読
議 長	ただいま議案第2号の番号6について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号6は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なしの声)

閉会宣言 (午後3時15分)	議長	異議ないものと認めます。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の番号6は、原案のとおり決定とします。
	議長	野村秀幸委員は会議に復帰してください。 <野村秀幸委員復帰後>
	議長	以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただきましたので、これで第10回真狩村農業委員会総会を終了します。 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議長 金丸 勝 署名委員 下 隆 志 署名委員 大 廣 正 紀